

# 監査結果報告

1 監査の種別 定期監査

2 監査の対象 総務部  
総務課、職員課、秘書課、情報政策課、東京事務所

3 監査の期間 令和元年12月5日(木)～令和2年2月20日(木)

4 監査の範囲及び方法

令和元年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

6 監査の結果

収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務において、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

## 【指摘事項】

### 1. 収入事務

- ① 佐世保市職員き章実費弁償金において、佐世保市職員き章はい用規程第 6 条第 1 項で「き章を…破損したときは、…その実費を弁償して再貸与を受けなければならない。」と規定されているにもかかわらず、破損したき章の再貸与時に実費を弁償させていないものがあつた。  
(職員課)
- ② 佐世保市職員き章実費弁償金額の設定において、佐世保市事務処理規程第 7 条第 6 号で「…税外収入(条例、規則等で確定しているものを除く。)の徴収…に関すること。」は部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、金額設定の方針決裁に部長の決裁を受けないまま金額を定めていた。  
(職員課)
- ③ 佐世保市 P R バッジ販売代金徴収金の徴収において、地方自治法施行令第 154 条第 3 項で「…納入の通知は…納期限…及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。」と規定されているにもかかわらず、納期限を記載することなく納入の通知を行っていた。  
(秘書課)

佐世保市職員き章実費弁償金額の設定については、前回の監査においても注意した事項である。規程を再確認し、再発防止を図られたい。

佐世保市 P R バッジ販売代金徴収金の徴収における納入通知書への納期限未記載については、法令に則した適正な処理を行われたい。

### 2. 支出事務

- ① 前渡金の精算において、佐世保市財務規則第 110 条第 2 項第 2 号で「前渡金にあつては、…その用件終了後 7 日以内に前渡金精算書を作成し、その支払いを証する書類を添付して…会計管理者に提出すること。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れているものがあつた。  
(東京事務所)
- ② 平成 31 年 4 月分(令和元年度)の支払いにおいて、歳出の会計年度所属区分は、地方自治法施行令第 143 条第 4 項で「…物件購入費…で相手方の行為の完了があつた後支出するものは、当該行為の履行があつた日の属する年度」と規定されているにもかかわらず、平成 30 年度の資金前渡金の残金から一時的に立て替えて支出していた。  
(東京事務所)

総務部自身が内部統制担当所管部署であることを十分認識されたい。規則の適用を過大に解釈することなく財務規則の例外適用について規則に則り、文書で明確にオーソライズされることを徹底されたい。

### 3. 契約事務

- ① 佐世保市職員雇入時健康診断業務委託契約ほかにおいて、佐世保市文書規程第 33 条第 1 項で「…契約…に関する起案書…は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、総務課長が審査対象外に指定していない業務委託契約書に関する起案書について、総務課長の審査を受けていなかった。  
(職員課)
- ② 特定化学物質に係る健康診断業務委託契約において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第 7 条第 1 項で「予定価格は、…消費税及び地方消費税…を加算する前の積算価格…に、消費税等相当額を加算する方法により行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、誤った方法により予定価格を設定していた。  
(職員課)
- ③ 会計年度任用職員制度対応に係る人事情報システム改修業務委託契約ほかにおいて、佐世保市財務規則第 138 条第 1 項で「…契約の相手方を決定したときは、…遅滞なく、契約書を作成しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、契約書を作成せず業務に着手させていた。  
(職員課)

契約事務の執行について、前例どおりの事務処理でよいのか財務規則等を再確認するとともに、要綱等を十分確認し、業務を発注するにあたっては、適正な事務執行を行われたい。

### 4. 財産管理事務

- ① 佐世保市職員き章の管理において、佐世保市物品会計規則第 18 条第 1 項で「物品管理者は、所管に属する物品をその性質又は用途に応じ常に善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、平成 30 年度分の受払簿がなく、令和元年度への繰り越し数が適正であるか確認できなかった。  
(職員課)

担当者任せにせず、管理職の関与による再発防止を図られたい。